

コンプライアンス体制

コンプライアンス理念の周知・徹底

当社では、役職員一人ひとりが生命保険業の公共的使命を認識し、コンプライアンスの徹底を重要な課題として取り組んでいます。コンプライアンスに関する基本方針として「T&D保険グループCSR憲章」、日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」およびコンプライアンス推進のための基本事項として「コンプライアンス基本方針」を制定しています。

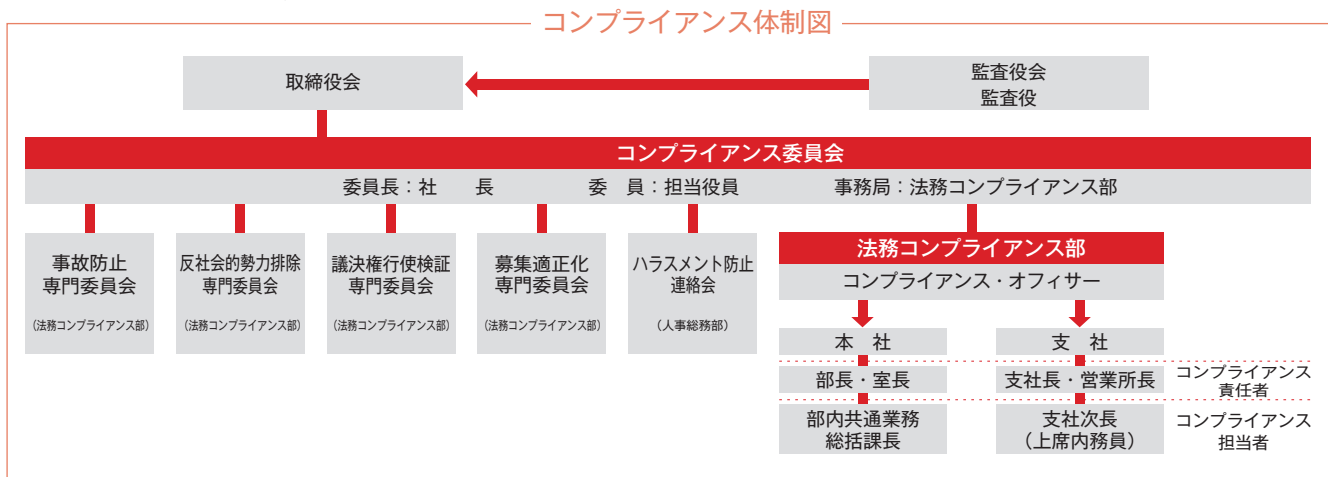
また、これらの規程をはじめとしたコンプライアンス推進に関する社内ルール、業務遂行において遵守すべき法令等の解説、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル（各職種別）」を作成し、手引きとして活用するとともに各種研修等を通じて周知・徹底しています。

コンプライアンス委員会を中心とする運営体制

コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底を目的として、社長を委員長とし、業務執行を担当する全役員を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会ではコンプライアンスに関する事項の審議・検討を行い、その徹底を図っています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として法務コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する情報収集から調査・分析・対応に至る一元管理を行っています。また業務運営現場におけるコンプライアンスを浸透・推進するために、「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を全支社・本社各部に配置し、効果的な研修等を行っています。

一方、法令等遵守状況を監視し、助言等を行う「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等違反の未然防止と早期是正に努めています。



6 コンプライアンス・リスク管理

[1] コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスの体制については、52ページ「コンプライアンス体制」をご覧ください。

①「太陽生命コンプライアンス行動規範」

役職員が法令等のルールに基づいて、公正かつ適切な企業活動を行っていくための基本方針として、また日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」を制定しています。

②「コンプライアンス基本方針」

「T&D保険グループCSR憲章」および「太陽生命コンプライアンス行動規範」の趣旨・内容を徹底するため、コンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス基本方針」に定めています。本方針はコンプライアンスの推進態勢やコンプライアンス推進に必要な施策を具体的に規定しており、「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」および本方針に基づいて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

太陽生命コンプライアンス行動規範

太陽生命は、T&D保険グループの経営理念である「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」に基づき、お客さまをはじめとするステークホルダーに対する真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「太陽生命コンプライアンス行動規範」を定めます。

私たち太陽生命の役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。

また、太陽生命は、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. 法令等遵守の徹底

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2) 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(3) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4) インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5) 知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2) 接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまは受けることなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組めます。

(3) 政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容や、会社およびグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1) 人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組めます。

(2) 環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

<経営者の責務>

太陽生命の経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、グループにおける周知徹底と遵守のための指導に努めます。

③コンプライアンス・プログラムの策定・推進

毎年、コンプライアンス推進のための具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、全社で実践していくことでコンプライアンスの徹底を図っています。

また、支社・本社各部では、全社の計画をふまえ、それぞれの固有・業務課題に応じ、支社・各ごとに「コンプライアンス・プログラム実行計画」を策定し、日常業務のなかで自律的な取組みを推進しています。評価結果は、コンプライアンス委員会を経て、取締役会に報告されています。

④コンプライアンス教育

全従業員を対象として、各職場でコンプライアンス研修を通年で行っています。特に営業職員は、適切な保険募集に係るコンプライアンスについて、毎月2～3回、全社共通のテーマで繰り返し研修を行い定着を図っています。

また毎年、営業職員編、内務員編、保険代理店編の職種別の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員・代理店に提供しています。この「コンプライアンス・マニュアル」にはコンプライア

ス推進に関する社内ルールに加え、業務遂行において遵守すべき法令等の解説や、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示しており、これをもとに実践的な研修を実施しています。

⑤社内通報制度

職場における法令等違反の早期発見および早期是正を図るため、T&D保険グループの全役職員が利用できる通報制度「T&D保険グループヘルプライン」を設置しており、実効性のある運用に努めています。

⑥利益相反管理方針

「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、当社およびT&D保険グループ内の金融機関等が行う取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理しています。

また利益相反管理統括部署を法務コンプライアンス部とし、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括しています。

利益相反管理方針

利益相反管理方針の概要

太陽生命保険株式会社（以下「当社」という。）は、「高品質の商品とサービスを通して、お客さまに必要とされ、愛される会社を目指します。」という経営ビジョンのもと、「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

当社は保険業法上の保険会社であり、法令に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり策定し、ここに本方針の概要を公表します。

1. 「利益相反のおそれのある取引」に係る管理対象範囲

(1)対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社、法令の定める当社の親金融機関等（以下単に「親金融機関等」という。）、または法令の定める当社の子金融機関等（以下単に「子金融機関等」という。）が行う取引に伴い、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行う業務に限る。）に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

利益相反のおそれのある取引は、(1)当社、親金融機関等、または子金融機関等とお客さまとの間の利益相反、または、(2)当社、親金融機関等または子金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。「お客さま」とは、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行うことができる業務に限る。）に関して、既に取り引関係のあるお客さま、取引関係に入る可能性のあるお客さま、過去に取り引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいいます。

(2)類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型化としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまでも「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも「利益相反のおそれ

のある取引」となるわけではないことにご注意下さい。なお、必要に応じ、将来の追加・修正があることにご注意下さい。

1. お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
2. お客さまの犠牲により、当社、親金融機関等、または子金融機関等が経済的利益を得るか、または経済的損失を避ける可能性がある場合。
3. お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
4. 当社、親金融機関等または子金融機関等がお客さまと同一の業務を行っている場合。
5. お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘引を得る場合、または将来得ることになる場合。
6. 当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
7. お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報を利用して、当社、親金融機関等、または子金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止行為」について定める保険業法第300条第1項各号その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針に従って「特定」をしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めます。

2. 「利益相反のおそれのある取引」の管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択・組み合わせることにより、当該お客さまの保護を適正に確保します。

1. 対象取引を行う会社・部門と、当該お客さまとの取引を行う会社・部門の間で、情報の遮断を行う方法
2. 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
3. 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
4. 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社またはT&D保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社の法務コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、法務コンプライアンス部長を利益相反管理統括責任者とします。

そして、当社の利益相反管理統括部署は、実効的な利益相反管理体制を構築するために株式会社T&Dホールディングスの利益相反管理統括責任者と連携します。

なお、当社の利益相反管理統括部署は、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の責務

利益相反管理統括部署は以下の責務を負います。

1. 利益相反管理統括部署は、本方針に沿って社内規程「利益相反管理規程」を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善します。
2. 利益相反管理統括部署は、利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間これを保存します。
3. 利益相反管理統括部署は、当社の役職員に対して、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手續に関する研修を定期的実施し、利益相反の管理について周知徹底するとともに、子金融機関等の役職員に対しても同様に周知徹底するよう体制構築を図ります。

⑦ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

<基本方針>

当社は、太陽生命コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

<反社会的勢力対応に関する規程>

「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」のなかで反社会的勢力に対しては断固として排除することを宣言しています。

この宣言のもと、「反社会的勢力対応に関する基本方針」「反社会的勢力排除対応規程」「反社会的勢力排除対応細則」を制定し、組織全体として反社会的勢力に対応できるよう基本的事項について定めています。

<反社会的勢力対応への取組み>

当社は、反社会的勢力の全社的な排除体制の強化を目的として「反社会的勢力排除専門委員会」を設置し、社内および警察等外部専門機関との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対応策の協議、社内教育・意識啓蒙の推進等を行っています。

また、「法務コンプライアンス部」を反社会的勢力対応に関する統括部門とし、不当要求等反社会的勢力の関与が疑われる事案や情報を入手した場合は、速やかに法務コンプライアンス部へ報告する等、一元的な管理体制を構築しています。

その他、本社・支社において「不当要求防止責任者」を配置し、各部署との連絡、対応体制の整備および従業員への教育に努めるとともに、所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にして情報交換・指導・支援が受けられる体制を保つなど、反社会的勢力の排除や関係遮断に向けて組織全体で取り組んでいます。